

別記様式2

アルドールテニスステージインターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第4項の規定に基づき、アルドールテニスステージ（以下「甲」という。）と 実習希望の学生（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 甲は、乙の職業意識の向上及び理解の醸成を目的として、インターンシップの実習生として受け入れるものとする。

（実習生名簿）

第2条 実習生として受け入れを決定した者、実習期間及び実習職場は、実習生名簿のとおりとする。

（実習生の身分）

第3条 乙は、教育機関の学生としての身分を有し、従業員としての身分を有しない。

（報酬等）

第4条 甲は、乙に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

（実習に専念する義務）

第5条 乙は、甲の従業員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第6条 乙は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第7条 乙は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 乙は、前項に反して報告又は論文を書いてはならない。

3 乙は、甲の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（実習中における事故責任等）

第8条 乙は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 実習中における事故に関しては、乙は自らの責任において対応しなければならない。

3 乙が故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

4 乙が第三者に与えた損害に関しては、甲は一切の責任を負わない。

(実習生の提出書類)

第9条 乙は、前4条の規定を遵守することを誓約するため、甲に対して、要綱第10条に定める誓約書を実習の前までに提出しなければならない。

(実習の中止)

第10条 甲は、乙が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、乙の実習を中止することができる。

(その他)

第11条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

西暦 年 月 日

甲 千葉県市原市五所1773

アルドールテニスステージ株式会社

乙